地方分権改革有識者会議の開催について

平成 25 年 4 月 5 日 内閣府特命担当大臣(地方分権改革)決定 一部改正 令和5年6月5日

1. 趣 旨

地方分権改革の推進を目的として、地方分権改革の推進に関する 施策についての調査及び審議に資するため、「地方分権改革有識者 会議」(以下「会議」という。)を開催する。

2. 構成

- (1)会議は有識者(地方分権改革に関する学識者及び実務経験者をいう。)により構成し、地方分権改革の推進を担当する内閣府特命担当大臣が開催する。
- (2)会議の座長は、地方分権改革の推進を担当する内閣府特命担当大臣が指名する。
- (3) 座長は、座長代理を指名することができる。
- (4) 座長は、会議の運営に係る助言・協力を得るため、顧問を置くことができる。
- (5) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (6) 会議の配布資料及び議事概要については、原則として、後日、 内閣府のホームページにおいて公表する。

3. 庶 務

会議の庶務は、地方分権改革推進室において処理する。

4. その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。